ならない。ただし、当該年金受給権者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	［略］	ならない
第二十二条第一項第一号	［略］	ならない。ただし、当該繰下げ待機者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
［略］	［略］	ならない。ただし、当該加給年金額の対象者が同項第一号に該当するに至つたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
第二十六条の二第二項第二号	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第二十六条の三	ならない。ただし、当該配偶者が同項第一号に該当するに至つたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない
［略］	［略］	［略］
第三十一条の五第一号	［略］	［略］
第三十二条	ならない。ただし、当該配偶者が同項第一号に該当するに至つたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない
［略］	［略］	［略］

2　改正前私学共済規則第十七条第二項、第十八条、第二十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十三条の三から第三十三条の六まで、第三十三条の九第一項第四号、第二項第二号及び第三項、第三十三条の十一の二から第三十三条の十三まで並びに第三十四条の二第二項の規定は、改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。

	第二十二条第一項第一号	［同上］
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
	第二十六条の二第二項第二号	［同上］
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
	第三十一条の五第一号	［同上］
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］

2　改正前私学共済規則第十七条第二項、第十八条、第二十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十三条の三から第三十三条の六まで、第三十三条の九第一項第四号、第二項第二号及び第三項、第三十三条の十一の二から第三十三条の十三まで並びに第三十四条の二第二項の規定は、平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定による改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。